

# 保育・子育て支援施設再編行動計画(案)

## 1. 計画の目的

本行動計画は、公共施設適正配置計画（以下「適正配置計画」という。）に基づき、保育・子育て支援施設の再編・再配置を進めるにあたり、諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市等が取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域など関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

## 2. 保育・子育て支援施設再編の対応方針及び対象施設の状況の再検証

適正配置計画第2章「施設分類ごとの適正配置方針」に示すように、児童福祉法に基づき、地域におけるあそび及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操を豊かにする施設として市が設置する4か所の児童館と、児童館を設置していない4地域（大和、白鳥、美並、明宝）で公共施設の一部を使用し行っている子育てサロンのうち、大和生きがいセンターを、また、小学校の一部や公共施設、自治会所有施設等を利用し設置している放課後児童クラブ（12クラブ）を対象とし、再編・再配置の対応を検討します。

このうち、児童館は、各地域において子育て支援機能のほか、児童の居場所としての役割を果たしていますが、一方で放課後児童の育成・指導、年長児童（中・高校生世代）の育成・指導という機能は果たし切れていない状況であることから、このような視点も含め対象施設の状況等について再検証します

また、子育てサロンについては、乳幼児親子の相談や交流の場として設置されていますが、保育所等でも同様な機能展開を実施していることから配置のあり方を含め再検証します。

放課後児童クラブについては、就学児童の放課後における子育て支援施策として実施していることから、それぞれの役割についても再検証を行います。

### (1) 対象施設の状況（詳細は、適正配置計画 127～132 ページを参照してください。）

#### ア 児童館

施設名	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		運営 形態	備考
				機能	施設		
① はちまん児童館	八幡	13	288.00 (1,344.14)	検討	継続	直営	はちまん幼稚園に児童館棟として設置
② たかす児童館	高鷲	14	1,285.47 の一部	検討	継続	直営	たかす保育園に併設
③ たかす北児童館	高鷲	24	780.40 の一部	検討	継続	直営	たかす北保育園施設に併設
④ わら児童館	和良	21	1,022.08 の一部	検討	継続	直営	和良保育園施設に併設

#### イ 子育てサロン

施設名	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		運営 形態	備考
				機能	施設		
⑤ 大和生きがいセンター	大和	37	280.09	移転	廃止	直営 (委託)	専用施設
※ほっとサロンしろとり	白鳥	42	678.94 の一部	移転	廃止	直営	郡上市高齢者福祉センターに併設
※ほっとサロンみなみ	美並	24	2,935.08 の一部	継続	継続	直営	美並健康福祉センターさつき苑に併設

施設名	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		運営 形態	備考
				機能	施設		
※ほっとサロンめいほう	明宝	18	501.51 の一部	継続	継続	直営	明宝保健センターに 併設

## ウ 放課後児童クラブ

施設名	地域	利用している施設	今後の方針		運営 形態	備考 (利用する小学生)
			機能	施設		
⑥ 八幡放課後児童クラブ	八幡	八幡小学校	継続	継続	(民営)	八幡小
⑦ 口明方放課後児童クラブ	八幡	口明方小学校	継続	継続	(民営)	口明方小
⑧ 川合放課後児童クラブ	八幡	川合小学校	継続	継続	(民営)	川合小
⑨ 大和放課後児童クラブ	大和	大和北小学校	継続	継続	(民営)	大和北小 大和第一北小
⑩ 大和南放課後児童クラブ	大和	自治会所有施設	-	-	(民営)	大和南小 大和西小
⑪ 白鳥放課後児童クラブ	白鳥	白鳥小学校	継続	継続	(民営)	白鳥小、牛道小、 那留小、大中小、 北濃小
⑫ 高鷲放課後児童クラブ	高鷲	高鷲福祉交流センター	継続	検討	(民営)	高鷲小
⑬ 高鷲北放課後児童クラブ	高鷲	自治会所有施設	-	-	(民営)	高鷲北小
⑭ 美並放課後児童クラブ	美並	三城小学校	継続	継続	(民営)	吉田小 三城小
⑮ 明宝放課後児童クラブ	明宝	明宝スポーツセンター	継続	継続	(民営)	明宝小
⑯ 和良放課後児童クラブ	和良	和良小学校	継続	継続	(民営)	和良小
⑰ 相生放課後児童クラブ	八幡	相生小学校	継続	継続	(民営)	相生小

※公共施設適正配置計画より。築年数は、2019年(令和元年)現在  
※「相生放課後児童クラブ」は2020年度に新設

## (2) 郡上市公共施設適正配置計画における対応方針

本市の児童館は、幼稚園への併設または保育園内に設置しており、乳幼児から小学生及びその保護者を中心とした児童の健全育成や子育て支援が主な取組みとなっています。特に、乳幼児親子に対しては、ふれあいや交流の場として、また、子育てに関する悩みなどの相談の場として利用されています。児童館のない地域においては、公共施設を活用して実施する子育てサロンでその機能を補完し、地域における子育て支援の拠点としています。また、公立及び民間の保育園等においても、未就園児の親子を対象とした子育てサロンが展開されています。

一方で、市では、児童館等のほか、公共施設等を利用した子育て支援の取組みとして放課後児童クラブ(12か所：R2年度)を実施しています。放課後児童クラブでは、NPO法人が運営主体となり、小学校に就学している児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、授業の終了後や夏季などの長期休暇に、市の公共施設または自治会等が保有する施設を活用しながら、児童の居場所等を提供しています。

これら子育て支援全般に関する取組みについては、市の子育て支援センターが中心となり公民の連携のもとに進めていますが、児童館には子育て支援のほか、児童・青少年の居場所としての役割も求められていること、各種支援の仕組みが整えられる一方で重複する取組みも散見されることから、施設のあり方を含め、子育て支援に関する施策を体系的に整理し、効果的・効率的な管理運営のあり方について検討が必要となっています。

こうしたことから、適正配置計画では児童館等について以下の考え方を基本として、全体的な再編・再配置を進めることとしています。

子育てに必要な支援は、子育てそのものに関する相談や、子育てと仕事の両立、あるいは子どもからの相談等多岐にわたることから、子育て支援センターが中心となり児童館、子育てサロン、放課後児童クラブなどが機能分担しながら、引き続き必要な施策を促進します。

また、機能分担をする上で、現在でも市が設置する「児童館」、市や民間保育園等が実施する「子育てサロン」、市の施設等を利用し民間が運営主体となる「放課後児童クラブ」の果たす役割を整理し、民間で可能なものについては、引き続き民間の活力を活用しながら事業展開し、市が主体的・指導的に行うものについては、既存施設の有効活用を含めて継続します。

特に、放課後児童クラブは、児童の安全性や利便性の観点から、学校施設内に確保することを基本に調整します。

### (3) 対象施設の利用実態及び課題（令和元年度）

後述する「3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール」において、個々の施設の最終的な再編の取組みの妥当性を検証するため、現時点（令和元年度実績）における各児童館及び子育てサロンで実施している施策や事業内容、及び課題について整理します。

#### ア 児童館

児童館名	開館日・開館時間	管理運営体制・管理運営費	利用状況
① はちまん児童館	<b>開館日</b> 日・祝日・年末年始を除く毎日  <b>開館時間</b> 4～9月： 9：30～17：30 10月～3月： 10：00～16：30	はちまん幼稚園に併設 児童厚生員を配置 人件費を含む管理運営費 4,575 千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児親子を対象に、わらべうたと絵本の会、ママトーク、こうさくdayを、また、0歳児親子を対象に、あかちゃんサロンを毎月1回実施し、年間約11,000人の乳幼児親子が利用。</li> <li>・小学生を主とした活動日の設定、小学生と高校生と一緒に活動するイベント等を実施し、年間約1,200人の児童・生徒が利用。</li> <li>・その他自由開放を含め、年間約12,000人が利用。</li> </ul>
② たかす児童館	10：00～16：30	たかす保育園内に併設 保育園保育士が兼任 人件費を含む管理運営費 461 千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児親子を対象に月1回の支援活動を、児童・乳幼児を対象に年4回のお楽しみ行事を実施し、年間約630人の乳幼児親子、約20人の児童が利用。</li> <li>・その他相談会や自由開放を実施し、年間約660人が利用。</li> </ul>
③ たかす北児童館		たかす北保育園内に併設 保育園保育士が兼任 人件費を含む管理運営費 644 千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児親子を対象に月1回の支援活動を、児童・乳幼児を対象に年4回のお楽しみ行事を実施し、年間約740人の乳幼児親子、約100人の児童が利用。</li> <li>・その他相談会や自由開放を実施し、年間約840人が利用。</li> </ul>
④ わら児童館		和良保育園内に併設 児童厚生員が定期的に在駐 人件費を含む管理運営費 686 千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児親子を対象にすくすく広場（園庭開放、読み聞かせ等：月10回程度）、手づくり広場（年数回）、ミニクッキング（年数回）を実施するとともに、小中学生、乳幼児親子を対象に、なかよし広場の開催（あそびば：年4回）のほか、子育て相談日（月1回）を実施。年間約1,100人の乳幼児親子、約20人の児童が利用。</li> <li>・その他自由開放を含め年間約1,200人が利用。</li> </ul>

\* ②たかす児童館、③たかす北児童館、④わら児童館では、放課後児童の利用、年長児童（中学生・高校生）の指導・育成は実施していません。管理運営経費の中には備品代は含めていません。

## イ 子育てサロン

地域	場所	開館日・開館時間	管理運営体制・管理運営費	利用状況
大和	子どもセンターバンビ	土・日・祝日・年末年始を除く毎日10:00～15:00 ・あかちゃんサロン 月1回 ・子育て相談 毎月第1金曜日	民間団体に運営補助金を支給 2,277千円	・乳幼児親子を対象に自由開放し、子育て相談、月のイベント、乳幼児の服やおもちゃのリサイクル事業、子ども関係の諸サークルが協力実施。年間約5,760人の乳幼児親子が利用。
白鳥	白鳥高齢者福祉センター	毎週月～金曜日 10:00～12:00(コロナ禍では10:00～11:30) ・あかちゃんサロン 月1回 ・ママトーク(子育て相談) 月1回	地域子育て支援拠点事業に含む	・乳幼児親子を対象に自由開放し、子育て相談、あかちゃんサロン等を実施。市民サポーターの見守りの中で、親子が気軽に集い、交流する。年間約2,550人の乳幼児親子が利用。
美並	健康福祉センターさつき苑	毎週月・水曜日 10:00～12:00(コロナ禍では10:00～11:30) ・あかちゃんサロン 月1回 ・ママトーク(子育て相談) 月1回		・乳幼児親子を対象に自由開放し、子育て相談、あかちゃんサロン等を実施。市民サポーターの見守りの中で、親子が気軽に集い、交流する。年間約1,020人の乳幼児親子が利用。
明宝	明宝保健センター	・毎月第1,4月曜日 10:00～12:00(コロナ禍では10:00～11:30)		・乳幼児親子を対象に自由開放し、ワークデイ等を実施。市民サポーターの見守りの中で、親子が気軽に集い、交流する。年間約70人の乳幼児親子が利用。
	明宝保育園	・ママトーク(子育て相談) 月1回 (明宝保育園の子育て支援活動の中で実施)		
八幡	はちまん児童館	・ママトーク(子育て相談) 月1回 10:00～12:00 ・あかちゃんサロン 月1回 10:00～12:00	児童館管理運営費に含む	・乳幼児親子を対象に、ママトーク(子育て相談)を、0歳児親子を対象に、あかちゃんサロンを各月1回実施。年間約360人の乳幼児親子が利用。
高鷲	たかす児童館	・子育て相談 月1回 10:00～12:00		・乳幼児親子を対象に、子育て相談員による子育て相談を実施。年間約120人の乳幼児親子が利用。
	たかす北児童館	・子育て相談 月1回 10:00～12:00		・乳幼児親子を対象に、子育て相談員による子育て相談を実施。年間約3人の乳幼児親子が利用。
和良	わら児童館	・子育て相談 月1回 10:00～12:00		・乳幼児親子を対象に、子育て相談員による子育て相談を実施。年間約100人の乳幼児親子が利用。

## エ 放課後児童クラブ

施設名	設置場所	利用児童数/定員(人)	使用面積(1人当たり) (㎡)	職員体制(人)	開設日数(日)	管理運営費(千円)		
						総額	財源内訳 利用料等	市補助金
⑥八幡放課後児童クラブ	八幡小学校専用教室	24/40	99 (2.47)	9	237	5,934	1,608	4,326
⑦口明方放課後児童クラブ	口明方小学校専用教室	29/40	71 (1.77)	8	237	4,575	2,336	2,239
⑧川合放課後児童クラブ	川合小学校専用教室	10/40	83 (2.07)	7	237	3,857	1,099	2,758
⑨大和放課後児童クラブ	大和北小学校専用教室	17/40	96 (2.40)	12	245	4,093	1,253	2,840
⑩大和南放課後児童クラブ	徳永公民館	7/30	66(2.20)	4	235	2,407	536	1,871
⑪白鳥放課後児童クラブ	白鳥小学校専用教室	39/40	130(3.25)	17	244	7,119	3,666	3,453
⑫高鷲放課後児童クラブ	高鷲福祉交流センター	17/40	79(1.97)	9	256	3,995	1,159	2,836
⑬高鷲北放課後児童クラブ	ひるがの自治会館	7/40	81(2.02)	11	251	3,770	577	3,193
⑭美並放課後児童クラブ	三城小学校専用教室	17/40	68(1.70)	15	244	5,121	1,671	3,450
⑮明宝放課後児童クラブ	明宝スポーツセンター	11/30	100(3.33)	17	243	1,507	849	2,356
⑯和良放課後児童クラブ	和良小学校専用教室	10/30	72(2.40)	10	255	2,579	308	2,271
⑰相生放課後児童クラブ	相生小学校専用教室	—	—	—	—	—	—	令和2年度設置

### 3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール

適正配置計画における対応方針と対象施設の再検証の状況から、郡上市の子育て支援施設のあり方にかかる検討課題を以下のポイントで整理し、全体的な方向性を示したうえで、個々の建物の具体的な再編・再配置のシナリオを示します。

#### (1) 全体的な方向性について

子育てに必要な支援には、子育てについての相談、子育てと仕事の両立のための支援、子ども

からの相談など多岐にわたります。市の子育て支援は、統括的立場である子育て支援センターが中心となり、子育て情報の提供、児童館のない地域における「ほっとサロン」の開設、児童館における「子育て相談」や「あかちゃんサロン」などの支援事業を行っていきます。

「児童館」は、本来 18 歳未満の児童・青少年を対象として、健全育成の場を提供することを目的に制度化されていますが、本市の児童館は、全て保育園又は幼稚園に併設しており、「はちまん児童館」を除く 3 つの児童館は、主として乳幼児親子を対象としたサロン活動の場所としての利用が中心となっています。これら 3 つの児童館は、立地状況や館内の広さなどから、小学生以上の児童の居場所としての役割を果たすことは今後も見込みにくいことから、社会教育的活動等を通じた小学生以上の児童の居場所の確保を前提に、児童館としての位置づけの見直しを検討します。なお、「はちまん児童館」については、小中高校生が活動できる行事を実施しており、今後も小学生以上の児童の利用を図っていきます。

「子育てサロン」は、上記の児童館 4 館で行うほか、児童館を設置していない大和、白鳥、美並、明宝地域においても公共施設の一部を利用し開設しています。また、保育園には地域の子育て支援の拠点機能としての役割を果たすことが求められていることから、公立保育園（9 施設）・公立幼稚園（1 施設）・私立保育園（4 施設）・私立幼稚園（1 施設）・認定こども園（4 施設）においても未就園児に対する子育て支援活動を実施しており、特に私立園は、各園が特色ある子育て支援活動を行っています。これらのことから、子育てサロンの活動は基本的に継続しますが、中には活動日数や利用者が少ない園も見られることから、各園における今後の子育て支援活動の継続の必要性について検討します。

また、「放課後児童クラブ」については、児童の安全性や利便性の観点から、学校施設内に確保することを基本に調整します。

なお、児童福祉法の一部改正に伴い、令和 6 年度までに「こども家庭センター」の設置が努力義務とされています。これまでの子育て支援の取組みの検証を行うとともに、児童福祉の相談を担当する子ども家庭支援員等と母子保健の相談を担当する保健師等の配置、専門性に応じた業務分担、両者の適切な連携と協力など、本市における「こども家庭センター」のあり方を含め、切れ目のない子育て支援策の方向性について検討します。

## **ア) 長期的な児童館運営のあり方について**

児童館 4 館のうち「たかす児童館」「たかす北児童館」「わら児童館」は利用者数が減少しています。また、「たかす児童館」と「たかす北児童館」は児童厚生員を配置していないため、保育士が兼務している状況です。

3 館の開設にあたり、岐阜県児童厚生施設整備費補助金と大型公共施設木造化支援事業補助金が充てられているため、補助金等に係る予算の適正な執行に関する法律との関係を整理し、乳幼児の親子を対象とした「遊びの広場」や「子育て相談」のような事業に変更できるように検討します。

「はちまん児童館」については、利用者が多いこと、児童厚生員が配置されていること、イベント等を通じて小・中・高生がボランティアとして参加し、異年齢間の交流が図られていることから、引き続き児童館としての機能を継続します。

## **イ) 長期的な子育てサロン運営のあり方について**

市が行う子育てサロンや民間保育園等が行う子育て支援事業の果たす役割を検証したうえで、「たかす保育園」「たかす北保育園」「和良保育園」が実施する子育て相談やあかちゃんサロンについて、児童館の見直しにあわせ、事業の統合について検討します。

## **ウ) 長期的な放課後児童クラブ運営のあり方について**

放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」において小学校の余裕教室等の学校施設を徹底的に活用することとされていますが、小学校の多くが開校時から単級学級編成に

より学校施設を設置しており、余裕教室等がないのが現状です。このため、学校の余裕教室等が利用できない大和南放課後児童クラブ（大和南小学校・大和西小学校）と高鷲北放課後児童クラブ（高鷲北小学校）は、自治会所有施設を、高鷲放課後児童クラブ（高鷲小学校）は高鷲福祉交流センターを、明宝放課後児童クラブ（明宝小学校）は明宝スポーツセンターを利用しています。今後、放課後児童クラブを新設する場合は、児童数の推移や学級編成の状況を見ながら、学校施設内への配置を基本として検討します。

なお、大和地域に建設予定の小学校の敷地内に、大和地域の児童が利用できる放課後児童クラブ専用の建物を建設します。

管理運営については、NPO 法人が運営主体となり、利用者からの利用料と市が支出する補助金で行っています。利用料は1ヶ月5,000円、夏休み13,500円、一時預かり500円で運営しており、利用料の減免基準として、ひとり親で児童扶養手当を受給している場合は半額免除、生活保護世帯の場合は全額免除、複数児童預かりの場合は第2子以降の利用料は2割免除としています。これらの利用料は、近隣他市の状況と比較して同等の水準となっています。引き続き、地域力・民間活力を活用した管理運営方法を継続します。

## **（２）全体の方向性を踏まえた各施設個別の課題と取組みについて**

適正配置計画において示す施設ごとの方針、及び上記全体方針を踏まえ、各施設の取組みを行動計画として示します。

### **① はちまん児童館 ②たかす児童館 ③たかす北児童館 ④わら児童館**

#### **【適正配置計画における対応方針】**

- 地域の拠点となる児童館として継続するとともに、今後の施策のあり方について検討します。
- 施設は、幼稚園及び保育園の改修等にあわせて対応します。
- 児童館における施策のあり方を踏まえ、民間活力の活用について検討します。

#### **【行動計画】**

- たかす児童館、たかす北児童館、わら児童館については、児童館としての位置づけを見直し、「遊びの広場」や「子育て相談」を行う「子育てサロン」として再編成します。
- 再編成後の管理運営については、地域の子育てサポーターを配置して、相談やアドバイス、見守り活動を行います。
- はちまん児童館については、引き続き児童館としての機能を維持していきます。施設については、はちまん幼稚園の改修計画にあわせて対応します。

### **⑤ 大和生きがいセンター**

#### **【適正配置計画における対応方針】**

- 子育て支援拠点機能は、地域内の他施設へ移転し継続します。
- 施設については、補助金適化法との関係を整理し、廃止します。

#### **【行動計画】**

- 大和生きがいセンターの子育て支援拠点機能を大和保健センターやまつつじのデイサービス事業で使用している部分へ移転します。
- 現施設は、昭和57年に福祉、産業等の伸展を目的とした市民のふれあい施設として建設した建物を、県の交付金を活用し、平成23年9月に子育て支援施設に転用した施設であり、補助金等に係る予算の適正な執行に関する法律との関係を整理し、廃止（除却）します。

### **⑥～⑯ 放課後児童クラブ**

#### **【適正配置計画における対応方針】**

- 民間活力を活用しながら事業を継続します。
- 児童の安全性や利便性の観点から学校施設内に確保することを基本に調整します。

#### **【行動計画】**

- 八幡放課後児童クラブ、口明方放課後児童クラブ、川合放課後児童クラブ、大和放課後児童クラブ、白鳥放課後児童クラブ、美並放課後児童クラブ、和良放課後児童クラブ、相生放課後児童クラブは、各小学校の専用教室を利用し今後も放課後児童クラブを継続します。
- 大和放課後児童クラブと大和南放課後児童クラブは、大和地域の小学校統合により新築される校舎の敷地内にクラブ棟を建設し、大和放課後児童クラブとして継続していきます。
- 高鷲放課後児童クラブは、ぼぷらの家の耐震診断を行い、耐震基準を満たしている場合、若しくは小規模な耐震改修工事で可能な場合は、改修が必要となるまで継続使用することとします。耐震基準を満たしていない場合、若しくは大規模な耐震改修工事が必要な場合は、他の施設への移転を含めて今後のあり方を検討します。
- 高鷲北放課後児童クラブは、ひるがの自治会館を利用し今後も継続します。
- 明宝放課後児童クラブは、明宝スポーツセンターを利用し今後も継続します。
- 小学校に設置されていない放課後児童クラブは、近隣の放課後児童クラブを利用することにより保護者の負担は軽減されています。今後は、児童数の推移や学級編成の状況を見ながら、又は小学校の統廃合にあわせて学校施設内への配置を検討します。

### (3) スケジュール (ロードマップ)

施設名等		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	中高校生の居場所づくりの検討		→→ 庁内及び関係団体との協議・調整	→→→→→ 協議結果に基づく対応	
	児童館の位置づけの見直し		→→ 制度確認・関係機関との調整	→→→→→ 調整結果に基づく対応	
	放課後児童クラブの配置のあり方の検討		→→ 現状の問題整理と対応 未設置校の対応検討	→→→→→ 検討結果に基づく対応	
	子育て支援施策の整理と機能分担		→→ 庁内検討 ・対応方針の作成	→→→→→ 中高生の居場所づくり、児童館の位置づけの見直し等の結果に基づき対応	
①はちまん児童館			→→→ ・引き続き児童館として運営 ・はちまん幼稚園の改修計画に合わせた保全の実施		
②たかす児童館 ③たかす北児童館 ④わら児童館			→→→ ・補助金等に係る予算の適正な執行に関する法律との関係を整理 ・児童館の位置づけの見直し ・運営のあり方の検討	→→→ ・検討結果に基づく対応	
⑤大和生きがいセンター			→→→ ・補助金等に係る予算の適正な執行に関する法との関係を整理した上で、大和地域エリア再編のスケジュールにあわせ対応		
⑥～⑩ 放課後児童クラブ			→→→ ・児童数の推移や学級編成の状況を見ながら、学校施設内への配置を基本に施設のあり方を検討		

## 4. 再編・再配置に向けて

「3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール」に示すように、各施設の具体的な取り組みと工程表を示しましたが、この再編・再配置を進めていくうえでは、以下の課題への対応と同時に、地域住民・関係者との合意形成が重要となります。

諸課題に対する対応の方向性とスケジュールを示すとともに、上記に記載のロードマップに基

づき、以下のように関係団体等と協議の上合意形成を図り、令和10年度までの再編を図ります。

### ① 児童館の位置づけの検討

利用者が多い「はちまん児童館」はこれまで通り児童館として位置付け、利用者が少ない「たかす児童館」「たかす北児童館」「わら児童館」は、「遊びの広場」や「子育て相談」のような事業に変更できるように検討します。

青少年健全育成の場として、中高生の居場所について、他の公共施設の有効活用を含め検討します。

### ② 放課後児童クラブの配置のあり方検討

「大和放課後児童クラブ」は大和北小学校と大和第一北小学校、「大和南放課後児童クラブ」は大和南小学校と大和西小学校、「白鳥放課後児童クラブ」は白鳥小学校、牛道小学校、那留小学校、大中小学校、北濃小学校、「美並放課後児童クラブ」は三城小学校、吉田小学校から利用者を受け入れています。現状を維持するものの、児童数の推移や学級編成の状況を見ながら、学校施設内への配置を基本に検討します。

利用料については近隣他市と比較して同等の水準となっています。その他、ひとり親で児童扶養手当を受給している場合の半額免除や生活保護世帯の免除、複数預けの場合の2人目から2割引を設定しており、子育て支援の観点に配慮しつつ、引き続き受益と負担のバランスを考慮した料金設定に努めます。

### 放課後児童クラブ登録割合

学校名	全校児童数（人）	児童クラブ登録数（人）	児童クラブ登録率
八幡小学校	262	37	14.1%
川合小学校	94	18	19.1%
相生小学校	121	—	—
口明方小学校	136	44	32.4%
大和西小学校	54	2	3.7%
大和南小学校	100	10	10.0%
大和北小学校	162	21	13.0%
大和第一北小学校	44	10	22.7%
牛道小学校	79	2	2.5%
那留小学校	53	1	1.9%
白鳥小学校	218	82	37.6%
大中小学校	104	11	10.6%
北濃学校	53	1	1.9%
高鷲小学校	90	27	30.0%
高鷲北学校	58	22	37.9%
三城小学校	139	46	33.1%
吉田小学校	98	7	7.1%
明宝小学校	63	26	41.3%
和良小学校	75	25	33.3%
石徹白小学校	9	0	—
小川小学校	6	0	—
合計	2,018	392	19.4%

※2019年（令和元年度現在）

「相生放課後児童クラブ」は2020年に新設

### ③ 子育て支援施策の整理・施設における機能分担の検討

市町村には、妊産婦や乳幼児の保護者の相談をうける「子育て世代包括支援センター」と、虐待や貧困などの問題を抱える家庭に対する「子育て家庭総合支援センター」の設置が努力義務とされています。

これまで2つの機関で情報が十分に共有されず、支援が届かない事例が指摘されていることから、今般の児童福祉法の改正では、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに関する一体的な相談を行う「こども家庭センター」の設置の必要性が謳われています。

本市においても、近年の虐待相談対応件数の増加や子育て世帯の負担等を踏まえ、家庭支援を強化し虐待の発生を未然に予防するために「こども家庭センター」の設置の必要性や子育て家庭への支援のサービスの種類・質・量について検討し、第3期子ども・子育て支援事業計画策定時に反映できるようにします。

### (2) 関係団体等との協議

本行動計画を着実に推進していくためには、市民・地域との合意形成が不可欠です。

令和3年4月以降、関係団体への説明会を早期に開催するほか、下記の諸団体との協議をきめ細かく進めます。

団体等	説明・協議内容
利用団体	行動計画の内容と今後の進め方など
自治会	行動計画の内容と今後の進め方、移転先、管理、譲渡等
指定管理者	行動計画の内容と今後の進め方など

### 参考：庁内検討体制

項目	分野	課名
責任課 (取りまとめ)	全体調整、地域・団体等調整、 施設運営管理統括	児童家庭課
主幹課 (施設利用)	児童館の位置づけの検討	児童家庭課、学校教育課、各振興事務所
	放課後児童クラブの設置、機能移 転等	児童家庭課、教育総務課、学校教育課、各振興事 務所
	子育て支援施策の整理	児童家庭課、学校教育課
関係課 (全体調整)	財政計画、予算	総務部 財政課
	公共施設管理	総務部 契約管財課
	譲渡の条件設定	企画課(必要に応じて公共施設アドバイザー)
	適正配置計画の進捗管理	企画課(必要に応じて公共施設アドバイザー)